

アニマルウェルフェア（AW）畜産認証に関する要項

第1 目的

我が国において、アニマルウェルフェアに配慮した畜産の生産方式（以下、「アニマルウェルフェア畜産」または「AW畜産」という）の展開を促進するとともに消費者の理解を得るため、AW畜産認証農場および同農場の生産物を原料にした畜産食品の製造・販売事業所（以下、「アニマルウェルフェア（AW）畜産食品事業所」という）に係る認証制度を定め、アニマルウェルフェアの普及・推進に寄与することを目的とする。

第2 認証の種類と基準及び認証対象者

一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会（以下、「協会」という）は、乳牛および肉用牛、豚、採卵鶏などのAW畜産認証基準と認証対象者を定め、申請により各々の基準を満たす者に対し認証を行なうものとする。

第3 認証

1 認証の申請

AW畜産に係る各々の認証を受けようとする者は、（一社）アニマルウェルフェア畜産協会が別に定める申請料を添えて、該当する認証申請書（別紙様式1）を代表理事あて提出する。

2 認証申請者の欠格事項

この要項により認証を取り消された日から3年を経過しない者は、再申請をすることができない。

3 認証の決定及び認証状の交付等

(1) 協会は、認証の申請があった場合、当該申請の内容が認証基準に適合しているか否かについて審査を行なう。

(2) 前項により認証基準を満たしていることが確認された場合、協会は申請者に対して認証番号を付した認証状を交付する。

第4 アニマルウェルフェア畜産認証マークの使用

認証を受けた者は、協会が別に定めるところにより代表理事の使用許諾を受けて、当該AW畜産認証マークを使用することができる。

第5 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証を受けた日から3年とする。

第6 認証書の掲示

認証を受けた者は、第3の3の(2)により交付された認証状を、認証を受けた農場または事業所に掲示しなければならない。

第7 認証の継続

認証の有効期間満了に際し、引き続き認証を受けようとする者は、有効期間が満了する日の2か月前までに認証継続申請書（別紙様式2）を代表理事あて提出する。

第8 認証の取り消し

協会は、認証を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すものとする。

- (1) 第3の1に規定する認証申請書、第6に規定する認証継続申請書または第10に規定する報告書の記載内容に虚偽が判明したとき。
- (2) 第10に規定する報告、立ち入り調査の実施ならびに改善計画書の提出について、正当な理由なく遅滞もしくは拒否したとき。
- (3) 第10の3に規定する改善計画書に記載された事項の改善がなされないことが判明したとき。
- (4) 関係法令に違反する重大な食品事故等があったとき。
- (5) 協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第9 認証の辞退

1 認証を受けた者が次の各項に該当する場合には、認証辞退届（別紙様式3）に認証状書を添えて速やかに協会に届け出なければならない。

- (1) 認証基準を満たせなくなったとき。
- (2) 認証を辞退しようとするとき。

2 認証は代表理事が指定した期日をもって消失する。

第10 公表

協会は、認証を行なった場合、認証を取り消した場合、認証の辞退があった場合は、認証の種類、認証番号、農場・事業所および代表者の氏名等を協会ホームページ上に公表するものとする。

第11 報告、立ち入り調査等

1 協会は、認証した者に対し毎年度のAW畜産認証制度の運用状況について、翌年度の4月末日までの報告を求めるものとする。

2 協会は本制度の適正な実施を図るため、必要に応じ立ち入り調査などを実施することができる。

3 協会は認証基準が満たされないことが判明した場合、認証者に対して、その経緯、対応等を記載した改善計画書の提出を求めることができる。

4 経営委譲等により認証を受けた代表者等が変更となった場合、速やかに認証継続申請書を代表理事あて提出するものとする。その場合の認証期間は、変更前に受けた認証の期限までとする。

5 協会の認証審査委員は、対象農場・事業所の業務内容などについて、守秘義務を負うものとする。

第12 認証者の義務

1 認証を受けた者は、それぞれの認証基準や関係法令を順守するとともに、消費者のAW畜産への理解を醸成するための広報活動や農場・事業所周辺の環境保全に努める。

2 認証を受けた者は、協会の正会員として入会するとともに、アニマルウェルフェアの普及に努める。

第13 その他

この要項に定めるもののほか、認証制度の実施に関し必要な事項は、別に代表理事が定めることができるものとする。

附則

本要項は、2017年9月1日から施行する。